

規約の改正について

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「企画振興部交通戦略課」を「地域力創造部公共交通課」に、別表第1中「企画振興部長」を「地域力創造部長」に改める。

附 則

この規約は、令和7年5月30日から施行する。

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約新旧対照表

新	旧
<p>伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約</p> <p>第1条～第12条(略) (事務局)</p> <p>第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、伊賀市地域力創造部公共交通課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第14条～第17条(略)</p> <p>附 則(略)</p> <p>別表1(第4条関係)</p>	<p>伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約</p> <p>第1条～第12条(略) (事務局)</p> <p>第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、伊賀市企画振興部交通戦略課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第14条～第17条(略)</p> <p>附 則(略)</p> <p>別表1(第4条関係)</p>
<p>伊賀市副市長</p> <p>伊賀市地域力創造部長</p> <p>公共交通事業者を代表する者</p> <p>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体代表</p> <p>国土交通省職員</p> <p>三重県伊賀警察署代表</p> <p>三重県名張警察署代表</p> <p>三重県職員</p> <p>その他市長が必要と認める者</p> <p>※オプザーバー</p>	<p>伊賀市副市長</p> <p>伊賀市企画振興部長</p> <p>公共交通事業者を代表する者</p> <p>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体代表</p> <p>国土交通省職員</p> <p>三重県伊賀警察署代表</p> <p>三重県名張警察署代表</p> <p>三重県職員</p> <p>その他市長が必要と認める者</p> <p>※オプザーバー</p>

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約（案）

（目的）

第1条 伊賀市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、伊賀市四十九町3184番地伊賀市役所内に置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施及び評価に関すること。
- (4) 地域の実情にあわせた、バス等による乗合旅客輸送の態様に関すること。
- (5) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員25人以内をもって組織する。

- 2 前項に定める者のほか、協議会に、参考意見を聴取するためにオブザーバーを置くことができる。

（謝礼）

第5条 委員が協議会の会議（以下「会議」という。）に出席した際は、1回あたり6,000円に交通費相当額を加えた金額の謝礼を受けるものとする。

- 2 前項の規定は、委員のうち、行政機関職員及び公安委員会職員には適用しないものとする。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以内
- (3) 監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、それぞれ委員の互選により選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が第4条第1項に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、役員に就任したものは、その任期が満了した後においても、第6条第2項の規定に基づき後任の役員が選出されるまでの間はその職務を負う。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、緊急の処理を必要とする事項と認めた場合には、議決すべき事項を示した書面をもって委員の賛否を求めることができる。この場合、協議会の議決があったものとみなす。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重しな

ければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討及び協議を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域部会)

第12条 協議会に、伊賀市内各地域における交通に係る課題等を検討及び協議する地域部会(以下、「地域部会」)を置くことができる。

2 地域部会は、会長が必要と認める地域エリア毎に置く。

3 地域部会は、会長が必要と認める者により組織する。

4 地域部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、伊賀市地域力創造部公共交通課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の移管)

第15条の2 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業(以下「補助事業」という。)により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する経費の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日の前日までに、伊賀鉄道活性化連携計画協議会規約第4条及び伊賀市交通計画協議会条例（平成19年伊賀市条例第40号）第3条により委員に就任した者は、この規約の相当規定により委員に就任したものとみなす。

3 前項の規定により委員に就任した者の任期は、第8条第1項の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年6月27日から施行し、改正後の伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年11月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年11月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和6年1月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年11月17日から施行し、改正後の伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約の規定は、平成29年9月29日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規約の適用の日以後最初に就任した委員の任期は、第8条第1項の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

別表1 (第4条関係)

伊賀市副市長
伊賀市地域力創造部長
公共交通事業者を代表する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体代表
国土交通省職員
三重県伊賀警察署代表
三重県名張警察署代表
三重県職員
その他市長が必要と認める者
※オブザーバー

【参考】別表1 委員構成

伊賀市副市長	
伊賀市地域力創造部長	
公共交通事業者を代表する者	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社地域共生室長
	近畿日本鉄道株式会社創造本部未来創造部長
	伊賀鉄道株式会社代表取締役鉄道営業部長
	三重交通株式会社伊賀営業所長
	三重県タクシー協会伊賀支部長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体代表	三重交通労働組合伊賀支部書記長
国土交通省職員	国土交通省中部運輸局交通政策部交通企画課長
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官
三重県伊賀警察署代表	伊賀警察署交通課長
三重県名張警察署代表	名張警察署交通課長
三重県職員	三重県地域連携・交通部交通政策課長
	三重県伊賀建設事務所副所長
その他市長が必要と認める者	学識経験者
	市民公募委員
	いが移動送迎連絡会副会長
	伊賀市障害者福祉連盟上野支部長
	住民自治協議会関係者
※オブザーバー	国土交通省中部運輸局鉄道部計画課

細則の改正について

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会細則の一部を改正する細則
伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会細則の一部を次のように改正する。
第6条第2項中「企画振興部交通戦略課」を「地域力創造部公共交通課」に改める。

附 則

この規約は、令和7年5月30日から施行する。

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会細則の一部を改正する細則新旧対照表

新	旧
<p>伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会細則</p> <p>第1条～第5条(略) (事務局)</p> <p>第6条 地域部会の業務を処理するため、地域部会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、伊賀市地域力創造部公共交通課に置く。</p> <p>第7条・第8条(略)</p> <p>附 則(略)</p> <p>別表(略)</p>	<p>伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会細則</p> <p>第1条～第5条(略) (事務局)</p> <p>第6条 地域部会の業務を処理するため、地域部会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、伊賀市企画振興部交通戦略課に置く。</p> <p>第7条・第8条(略)</p> <p>附 則(略)</p> <p>別表(略)</p>

附 則

この告示は、令和7年5月30日から施行する。

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会細則（案）

（趣旨）

第1条 この細則は、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会規程（以下「規程」という）第6条の規定に基づき、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会（以下「地域部会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 規程第3条に掲げる地域エリアごとの地域部会は、別表に掲げる部会員をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第3条 地域部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長、副部会長は、それぞれ部会員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 部会員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠による部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期内であっても、その職をもって委嘱又は任命された部会員の任期は、その職にある期間とする。

（会議）

第5条 地域部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

（事務局）

第6条 地域部会の業務を処理するため、地域部会に事務局を置く。

- 2 事務局は、伊賀市地域力創造部公共交通課に置く。

（報酬）

第7条 部会員が地域部会の会議に出席した際は、伊賀市の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年伊賀市条例第54号）の例により費用弁償及び報酬の支給を受けるものとする。

（その他）

第8条 この細則に定めるもののほか、地域部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成26年11月4日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定に関わらず、平成27年3月31日までに部会員に就任した者の任期は、平成27年3月31日までとする。
- 3 第5条の規定に関わらず、最初に開催される地域部会の会議は伊賀市地域公共交通活性化再生協議会会長が招集する。

附 則

この細則は、平成29年12月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年5月30日から施行する。

別表（第2条関係）

上野地域部会

部会員	構成団体等
住民自治協議会東部地域代表	府中地区住民自治協議会、中瀬地域住民自治協議会、友生地区住民自治協議会、ゆめが丘地区住民自治協議会
住民自治協議会西部地域代表	花之木地区住民自治協議会、猪田地区住民自治協議会、古山地区住民自治協議会、花垣地区住民自治協議会
住民自治協議会南部地域代表	依那古地区住民自治協議会、比自岐地区住民自治協議会、神戸地区住民自治協議会、きじが台地区住民自治協議会

住民自治協議会北部地域代表	長田地区住民自治協議会、新居地区住民自治協議会、三田地区住民自治協議会、諏訪住民自治会
住民自治協議会市街地地域代表	東部地域住民自治協議会、上野西部地区住民自治協議会、上野南部地区住民自治協議会、小田町住民自治協議会、八幡町地区住民自治協議会、久米住民自治協議会
伊賀市上野老人クラブ連合会代表 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会代表 伊賀市民生委員児童委員連合会代表 上野商工会議所代表 一般社団法人伊賀上野観光協会代表	

いがまち地域部会

部会員
柘植地域まちづくり協議会代表 柘植地域区長代表 西柘植地域まちづくり協議会長 西柘植地域区長会長 壬生野地域まちづくり協議会長 壬生野地域区長会長

島ヶ原地域部会

部会員
島ヶ原地域まちづくり協議会会長 島ヶ原地域まちづくり協議会副会長

阿山地域部会

部会員
河合住民自治協議会会長
鞆田自治協議会会長
玉滝地域まちづくり協議会会長
丸柱地域まちづくり協議会会長
阿山老人クラブ連合会代表
伊賀市阿山地区民生委員児童委員協議会代表
伊賀市社会福祉協議会東部圏域課代表
伊賀市商工会阿山支部代表

大山田地域部会

部会員
阿波地域住民自治協議会会長
布引地域住民自治協議会会長
山田地域住民自治協議会会長
阿波地区区長部会長
布引地区区長部会長
山田地区区長部会長
大山田老人クラブ連合会会長
大山田民生委員児童委員協議会会長
伊賀市障がい者福祉連盟大山田支部長
伊賀市社会福祉協議会中部圏域課代表
伊賀市商工会大山田支部代表

青山地域部会

部会員
矢持住民自治協議会会長
博要住民自治協議会会長
高尾住民自治協議会会長
上津地区住民自治協議会会長
桐ヶ丘地区住民自治協議会会長
阿保地区住民自治協議会会長

規程の改正について

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程等の一部を改正する規定

(伊賀市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程の一部改正)

第1条 伊賀市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

第3条中「企画振興部交通戦略課」を「地域力創造部公共交通課」に改める。

(伊賀市地域公共交通活性化再生協議会運賃等分科会規程の一部改正)

第2条 伊賀市地域公共交通活性化再生協議会運賃等分科会規程の一部を次のように改正する。

第11条中「企画振興部交通戦略課」を「地域力創造部公共交通課」に改める。

附 則

この規程は、令和7年5月30日から施行する。

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程の一部を改正する規程新旧対照表

新	旧
<p>伊賀市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程</p> <p>第1条～第2条 (略) (職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、伊賀市地域力創造部公共交通課長をもって充てゐる。</p> <p>3 事務局長は、伊賀市地域力創造部公共交通課の職員をもって充てゐる。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>伊賀市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程</p> <p>第1条～第2条 (略) (職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、伊賀市企画振興部交通戦略課長をもって充てゐる。</p> <p>3 事務局長は、伊賀市企画振興部交通戦略課の職員をもって充てゐる。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

附 則

この規程は、令和7年5月30日から施行する。

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約第13条の規定に基づき、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、伊賀市地域力創造部公共交通課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、伊賀市地域力創造部公共交通課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要なこと。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、伊賀市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、伊賀市において定める公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月27日から施行し、改正後の伊賀市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

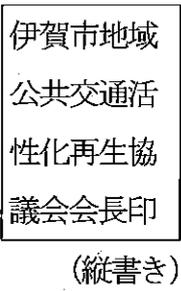
附 則

この規程は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月30日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
伊賀市地域 公共交通活 活性化再生協 議会会長印	 (縦書き)	隷書体	24×24	会長名をも って発する 文書	1	事務局長

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会運賃等分科会規程の一部を改正する規程新旧対照表

新	旧
<p>伊賀市地域公共交通活性化再生協議会運賃等分科会規程 第1条～第10条(略) (庶務) 第11条 分科会の庶務は、伊賀市地域力創造部公共交通課において処理する。 第12条(略) 附則(略) 別表(略)</p>	<p>伊賀市地域公共交通活性化再生協議会運賃等分科会規程 第1条～第10条(略) (庶務) 第11条 分科会の庶務は、伊賀市企画振興部交通戦略課において処理する。 第12条(略) 附則(略) 別表(略)</p>

附則

この規程は、令和7年5月30日から施行する。

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会運賃等分科会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び伊賀市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）規約第11条の規定に基づき、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会運賃等分科会（以下「分科会」という。）に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 分科会は、次に掲げる事項について、専門的に協議・調整を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項
- (2) その他分科会が必要と認める事項

（組織）

第3条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（分科会長及び副分科会長）

第4条 分科会に、次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
 - (2) 副分科会長 1名
- 2 分科会長は、委員の互選により定める。
- 3 副分科会長は、委員のうちから分科会長が指名する。

（職務）

第5条 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

- 2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 分科会は原則として公開とする。

（協議結果の尊重義務）

第8条 会議で協議が調った事項については、分科会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

(謝礼)

第10条 分科会の委員の謝礼は、協議会規約を準用するものとする。

(庶務)

第11条 分科会の庶務は、伊賀市地域力創造部公共交通課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月30日から施行する

別表 (第3条関係)

伊賀市長又はその指名する者
運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
住民又は利用者の代表
国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者

規程の廃止について

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域旅客運送サービス継続事業運行予定事業者選定分科会規程を廃止する規程

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域旅客運送サービス継続事業運行予定事業者選定分科会規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和7年5月30日から施行する。

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域旅客運送サービス継続事業運行予定事業者選定分科会規程

(設置)

第1条 地域旅客運送サービス継続事業（以下「継続事業」という。）の運行予定事業者を公募型プロポーザルにより選定するにあたり、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）第11条の規定に基づき、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）サービス継続事業運行予定事業者選定分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程において「プロポーザル方式」とは、一定の条件を満たす提案者を公募し、当該提案者からの継続事業にかかる企画提案書等の提出により、提案内容の企画力、創造性その他の総合的な見地から審査および評価を行った上で、業務の履行に最も適した事業者（以下「事業者」という。）を選定する方式をいう。

(設置の単位)

第3条 分科会は、プロポーザル方式による選定の対象となる業務（以下「対象業務」という。）ごとに設置する。

(所掌事務)

第4条 分科会は、事業者の選定について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 募集要項の確認に関する事務
- (2) 評価の基本方針の設定に関する事務
- (3) 企画提案書等の審査及び事業者の選定に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事務

(組織)

第5条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(分科会長及び副分科会長)

第6条 分科会に、次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
 - (2) 副分科会長 1名
- 2 分科会長は、委員の互選により定める。
- 3 副分科会長は、委員のうちから分科会長が指名する。

(職務)

第7条 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第8条 委員の任期は、事業者を選定する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。ただし、分科会長が選任されていないときは、協議会の会長が招集する。

2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 分科会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 分科会長は、事業者を決定したときは、会議の結果を協議会に報告するものとする。

(会議の非公開)

第10条 分科会の会議は、非公開とする。

(委員の排斥)

第11条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と自己又は三親等以内の親族の利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第13条 分科会の委員の謝礼は、協議会規約を準用する。

(庶務)

第14条 分科会の庶務は、伊賀市企画振興部交通戦略課において処理する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月10日から施行する。

別表(第5条関係)

伊賀市長又はその指名する者(伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)
三重県知事又はその指名する者(三重県地域公共交通協議会)
利用者等住民の代表
その他選定に関し、協議会の会長が必要と認める者